

成田市乳児等通園支援事業実施規則

(目的)

第 1 条 この規則は、成田市保育所及び小規模保育事業所設置条例（昭和 4 5 年条例第 3 8 号）第 1 条に規定する保育所（以下「公立保育所」という。）及び同条に規定する小規模保育事業所（以下「公立小規模保育事業所」という。）において、全てのこどもの育ちを応援し、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用することができる乳児等通園支援事業を実施することにより、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児及び同項第 2 号に規定する幼児（本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときにおける当該住民基本台帳に記録されていない当該乳児及び当該幼児を含む。）をいう。
- (2) 保護者 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている法第 6 条に規定する保護者（本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときにおける当該住民基本台帳に記録されていない当該保護者を含む。）をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業 法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(対象児童)

第 3 条 乳児等通園支援事業の対象となる者は、利用する日において生後 6 カ月から満 3 歳未満の児童であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 保育所等（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び支援法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 4 第 4 項の規定により読み替えて適用する支援法第 4 5 条第 2 項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を含む。）をいう。）に通っている児童

(2) 支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業における企業主導型保育事業を行う施設に通っている児童
(実施施設)

第4条 乳児等通園支援事業を実施する公立保育所及び公立小規模保育事業所は、成田市保育所及び小規模保育事業所設置条例第2条に規定する保育所及び小規模保育事業所の中から年度ごとに市長が定める。

(利用定員)

第5条 乳児等通園支援事業の利用定員は、前条により定めた施設ごとに市長が定める。

(保育時間等)

第6条 保育時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育時間は、第4条の規定により定めた実施施設ごとに市長が定める。

(2) 児童1人当たりの乳児等通園支援事業の利用時間は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）を単位とし、1月当たり10時間を限度とする。

(3) 休日は、乳児等通園支援事業を実施する公立保育所及び公立小規模保育事業所の休所日及び土曜日とする。

(申込み)

第7条 乳児等通園支援事業を利用しようとする保護者は、乳児等通園支援事業利用申込書（別記第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 利用日当日の予約の取消し又は変更については、急病その他のやむを得ない事由を除き、予約した時間を利用したものとする。

(承諾等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定し、乳児等通園支援事業利用承諾・不承諾通知書（別記第2号様式）により、当該申込みをした保護者に通知するものとする。

(承諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による承諾を取り消すことができる。

(1) 児童が第3条の要件を満たさなくなったとき。

(2) やむを得ない事由により、乳児等通園支援事業を実施することが困難と認められるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、乳児等通園支援事業の承諾を取り消すときは、乳児等通園支援事業利用承諾取消通知書（別記第3号様式）により、保護者に通知する。

(健康調査)

第10条 市長は、乳児等通園支援事業の申込みを受けたときは、母子手帳、個人調査表等により児童の健康状態を十分に把握し、入所後の処遇に支障のないよう留意するものとする。

(保護者負担金)

第11条 乳児等通園支援事業を利用する保護者は、別表に定めるところにより、乳児等通園支援事業保護者負担金を納付しなければならない。ただし、自己の都合、急病その他のやむを得ない事由により乳児等通園支援事業を利用しなかった場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規則の施行の日前においても、第8条の規定による承諾その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

[別記様式 略]